



# 第56期 報告書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

株式会社 **TKC**

## 目 次

|              |    |
|--------------|----|
| 株主の皆さまへ      | 1  |
| 企業集団の現況      | 2  |
| 連結貸借対照表      | 17 |
| 連結損益計算書      | 18 |
| 連結株主資本等変動計算書 | 19 |
| 連結注記表        | 20 |
| 会社概要         | 29 |
| 役員等の状況       | 31 |
| 株主MEMO       | 32 |

本社ビル



# 株主の皆様へ



株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第56期事業報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は「自利利他(自利トハ利他ライフ)」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款第2条に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

- 一、会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
- 二、地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

第56期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中、物流分断や大幅な円安、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇等が発生しており、足下の経済環境は持ち直しつつあるものの、依然として将来の不透明感が漂っています。こうした状況の中、政府はワクチンの追加接種や経済活動の再開に向けて国民や中小企業を支援するさまざまな施策を継続しています。

当社グループは、このような社会環境や政府の取り組みに迅速に対応したシステムの開発やサービスの提供を通じて、顧客ならびに地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。

次頁以降に当社グループの活動の詳細を記載しております。

この結果、第56期通期の当社グループ経営成績は、売上高67,838百万円（前期比2.4%増）、営業利益13,351百万円（同8.4%増）、経常利益13,677百万円（同7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9,317百万円（同7.3%増）となりました。

令和4年9月期の期末配当金につきましては、株主の皆様には敬意と感謝の意を表するため、令和4年11月9日公表の「令和4年9月期剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」のとおり1株につき42円（普通配当36円、特別配当6円）とさせていただきます。

これにより当期の年間配当金は、中間配当36円に期末配当42円を加えた1株当たり78円となります。

第57期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客様の事業を成功に導く新しいシステムやサービスの開発およびサービスの一層の充実を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年12月

代表取締役社長 飯塚 真規

# 企業集団の現況

---

## 1. 当事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
  - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
  - 2) データストレージ・サービス
  - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
  - 1) インターネット・サービス
  - 2) イン트라ネット・サービス
  - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
  - 4) データベース・サービス
  - 5) データストレージ・サービス
  - 6) データバックアップ・サービス
  - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

## 2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和3年10月1日～令和4年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）の影響が和らぐ中、物流の分断や大幅な円安、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇等が発生しています。足下の経済環境は持ち直しつつあるものの、これらの影響によって依然として将来の不透明感が漂っています。

こうした状況の中、政府はワクチンの追加接種や経済活動の再開に向けて国民や中小企業を支援するさまざまな施策を継続しています。当社グループは、このような社会環境や政府の取り組みに迅速に対応したシステムの開発やサービスの提供を通じて、顧客ならびに地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、関与先企業の会計・税務や資金繰り支援に取り組めるよう支援しています。また、クラウド型の会計システムの提供と導入支援を通じて、後述の通り、中小企業の「黒字決算と適正申告」を支援しています。

地方公共団体事業部門では、令和3年10月20日付で厚生労働省から事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」が発出されたことを受け、「ワクチン接種券作成業務」「ワクチン接種予約・受付システム」の提供等を迅速に行い、顧客市区町村におけるコロナウイルスのワクチン接種事業を支援しました。また、「行政サービス・デジタル化支援サービス」の提供を通じて、地方公共団体における窓口業務のDXを支援しています。

これらの活動の結果、当期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が67,838百万円（前期比2.4%増）、営業利益は13,351百万円（同8.4%増）、経常利益は13,677百万円（同7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,317百万円（同7.3%増）となりました。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

### (1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は46,465百万円（前期比2.3%増）、営業利益は11,286百万円（同6.8%増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比2.8%増となりました。これは中堅企業においてDX（Digital Transformation）への取り組みが加速する中で、販売管理システムや給与計算システムといった業務システムとデータ連携して仕訳を計上できる中堅企業向け「統合型会計情報システム（F X 4クラウド）」の導入が進んでいること、会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」と自宅や外出先からリモートで業務を遂行できる「OMSモバイル」の採用が増加していることなどによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比2.9%増となりました。これは、令和4年1月から施行された改正電子帳簿保存法に対応するために、「優良な電子帳簿」の法的要件を満たし、証憑保存機能を標準搭載した「F Xクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.4%増となりました。これは「F X 4クラウド」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスが増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比7.9%増となりました。本年度の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も補助の対象となったこと、Windows11を搭載したパソコンへの買い換えが進んだことなどによります。
- ⑤ サプライ用品売上高は、前期比1.0%増となりました。デジタル化の進展に伴い紙の会計用品や消耗品の需要は減少しましたが、リモート業務やデジタル化を支援する事務機器の販売ならびに令和5年末に対応が必要となる電子取引・インボイス関連書籍の販売が好調だったことによります。
- ⑥ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が増加した一方で、利益率の低いサプライ用品売上高が前年よりも減少したことなどによります。

## (2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は18,228百万円（前期比3.0%増）、営業利益は1,922百万円（同12.7%増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比8.3%増となりました。これは、前期までに受託した新たな顧客のシステム本稼働に伴いデータセンター利用料が増加したこと、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷業務を受託したこと、衆議院議員選挙に伴う入場券等作成業務を受託したことなどによります。

- ② ソフトウェア売上高は、前期比1.8%減となりました。これは、前期に計上したワクチン接種事業(1、2回目接種)やデジタル手続法改正に伴うシステム改修など、制度改正による一時的な売上高が前期に比べて減少したことによります。一方で、当社は団体規模に応じた定額のサブスクリプション方式の料金を採用しているため、ソフトウェアの利用料は、顧客数の拡大に伴って順調に推移しています。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比36.2%減となりました。これは、前期に計上した自治体中間サーバ・プラットフォームの次期システムへの移行料が当期は発生しないことなどによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比14.3%増となりました。これは基幹系システム機器更改に伴うハードウェア機器の導入や新庁舎への移転に伴うネットワーク機器導入、ハードウェア機器移設作業の集中などによります。
- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、新たな顧客のシステム本稼働によりコンピューター・サービス売上高が増加したことなどによります。

### (3) 印刷事業部門(子会社：株式会社TLP)の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は3,145百万円(前期比1.3%増)、営業利益は144百万円(前期に対して105百万円増)となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① データ・プリント・サービス(DPS)関連商品の売上高は、前期比3.6%増となりました。これは、昨年10月の衆議院議員選挙および本年7月の参議院議員選挙入場券、市区町村におけるワクチン接種券、住民税非課税世帯給付金通知、「令和3年分確定申告のお知らせ」はがきの印刷業務などを受注したことに加え、コロナ禍により減少していた民間企業のダイレクトメール・通知業務の需要が徐々に回復傾向にあることなどによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.4%減となりました。これは、顧客企業におけるペーパーレス化の進展により各種伝票類をはじめとして、ビジネスフォームの需要が減少していることによります。
- ③ 商業美術印刷(カタログ、書籍等)関連の売上高は、前期比9.9%増となりました。これは、電子帳簿保存法の改正、消費税インボイス対応、令和4年度税制改正を解説する書籍等の印刷業務を数多く受注したことによります。
- ④ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率が高いDPS関連商品の売上高の増加と、新規設備導入により民間企業向けダイレクトメール製造の内製化を進めたことによります。

### 3. 全社に関わる重要な事項

#### (1) 「サステナビリティ方針」の開示

東京証券取引所の市場再編に伴うプライム市場への上場や、改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応の一環として、「サステナビリティ方針」を策定すると共に、当社がこれまで取り組んできたE S G活動実績をWebサイト (<https://www.tkc.jp/sustainability/>) に公開しました。

#### (2) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応

コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、引き続き以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

- 1)クラウドサービス、帳表印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立ち入り禁止、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を継続しています。
- 2)在宅勤務制度、時差通勤制度を実施しています。また、顧客サポートや商談についてもWeb会議システムを積極的に活用しています。

#### (3) デジタル庁よりペポルサービスプロバイダーに認定

令和4年8月19日に当社は、日本におけるPeppol（Pan European Public Procurement Online、以下、ペポル）の管理局（Japan Peppol Authority）であるデジタル庁、およびペポルの管理団体である「Open Peppol」（本部：ベルギー）から、ペポルサービスプロバイダーに認定されました。

#### (4) システムに搭載する機能において特許を取得

以下の2つの特許を取得しました。

- ①「F Xクラウドシリーズ」に搭載する巡回監査機能（令和4年1月20日取得／特許第7012895号）
- ②「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」の内部監査支援機能（令和4年4月1日取得／特許第7052135号）

#### (5) T K Cカスタマーサポートサービス株式会社（T C S S）がHDI「三つ星」を獲得

コールセンターサービス専門子会社のT K Cカスタマーサポートサービス株式会社（T C S S：当社100%出資）は、令和4年2月16日にパッケージソフトウェア業界では他社に先駆けて、HDI-Japanによる格付けベンチマーク「クオリティ格付け」において、最高評価の「三つ星」を獲得しました。

## 4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士1万1,500名（令和4年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

### (1) 「黒字決算」と「適正申告」の実現に向けた活動

TKC全国会が掲げる新たな運動方針とその目標達成に向けた営業活動の実施

#### ① TKC全国会の新たな運動方針

TKC全国会は、向こう3年間の新たな運動方針として「未来に挑戦するTKC会計人一巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」を掲げられました。また、その実現に向けて、次の3つの目標を掲げています。

##### 1) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する

「TKC方式の自計化」の推進

##### 2) 租税正義の守護者となる

「TKC方式の書面添付」の推進

##### 3) 黒字化を支援し、優良企業を育成する

「巡回監査」と「経営助言」の推進

TKC全国会は、社会に対して巡回監査の実践とコンプライアンスを遵守しながら、企業の黒字化に貢献すると宣誓されています。当社は、これらの3つの目標達成を支援するためTKC方式の自計化推進を軸とした営業活動を展開します。

#### ② 優良企業の育成に向けた取り組み

TKCグループでは、中小企業が目指すべき指標として以下の5つの条件を定めました。

- ・ 書面添付の実践
- ・ 中小会計要領への準拠
- ・ 限界利益額の2期連続増加
- ・ 自己資本比率が30%以上
- ・ 税引前当期純利益がプラス

24万社超の決算書データを収録した令和4年版「TKC経営指標（BAST）」では、この条件を充足した企業を「BAST優良企業」と定義しています。

T K C会員の指導のもとコンプライアンスを遵守しながら、高付加価値経営に取り組む企業の増加を支援することにより、「T K C会員は地域の優良企業を育成する伴走者である」ことを社会に訴えかけてまいります。

### ③365日変動損益計算書の活用促進

T K Cの自計化システム（F Xシリーズ）には、経営者の意思決定を支援する「365日変動損益計算書」を掲載しています。「365日変動損益計算書」は、通常の損益計算書と異なり、変動費と固定費を区分して業績を確認できるため、F Xシリーズを利用している企業経営者は、限界利益（粗利）を意識して経営に取り組めるようになります。当社では、この「365日変動損益計算書」を経営者にとって手放せないツールにさせていただくための啓蒙活動を展開しています。

令和4年9月には経営者自身が「365日変動損益計算書」を活用し、業績を改善した事例がテレビ番組で放映されました（ドキュメント「戦略経営者」／BS11）。このドキュメンタリーは、当社のホームページにも掲載し、広く視聴していただけるようにしています。今後もこのような広報活動を積極的に実施してまいります。

### ④T K C方式の自計化の推進（「F Xシリーズ」の推進）

多くの中小企業は、コロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済に備える必要があります。そのため、当社は「F Xシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（365日変動損益計算書、予算登録、部門別管理、資金繰り実績表、当期決算の先行き管理）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「日常業務レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」の活用や、「戦略給与情報システム（P X 2）」との給与仕訳の連携などを支援しています。

なお、クラウド型の財務会計システムである「F Xクラウドシリーズ」を利用している企業では、経営者自らが高い頻度でシステムにアクセスし、自社の業績を確認する傾向があることが分かってきました。これは、いつでも・どこでも自社の業績を確認できるクラウドのメリットだと言えます。当社は、「F Xクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の「黒字決算と適正申告」の実現を支援します。なお、こうした活動の結果、令和4年9月末日現在でF Xシリーズの導入件数は約29万9,000件となりました。

### ⑤電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されました。これにより、国税関係帳簿の電磁的記録である「電子帳簿」は、①過去の仕訳データの加除訂正履歴（トレーサビリティ）を残している「優良な電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規

則第2条および第5条の要件を満たす電子帳簿」と、②帳簿の加除訂正履歴を残さない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿）に区別されることになりました。「その他の電子帳簿」が認められたことは、「帳簿の証拠力」を消滅させる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を国が認めたことになります。当社はこの問題に対処するため、「優良な電子帳簿」を作成する「F Xシリーズ」の利用促進を全国的に展開しています。また、改正電子帳簿保存法により電子取引データの電子保存の義務化への対応も求められています。令和5年12月までは紙での保存も宥恕されていますが、全ての事業者がそれまでに対応を迫られることとなります。「F Xシリーズ」は電子取引データを電子保存できる機能を標準搭載しており、その活用を支援しています。

#### ⑥消費税インボイス制度への完全対応支援

令和5年10月1日に消費税インボイス制度が開始されます。消費税の課税事業者は、制度開始までに適格請求書発行事業者の登録申請、適格請求書の発行への対応、適格請求書からの仕訳計上方法の学習等の準備を進める必要があります。

このような対応の支援を会計事務所が関与先企業にスムーズに行えるよう、当社ではオンデマンド研修の整備や説明資料の提供等を進めています。また、関与先企業が「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出して受理された場合に通知される「事業者登録番号」を国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトから検索し、OMSクラウドの関与先基本情報データベース(CDB)に一括登録できる機能を提供開始しました。また、F Xシリーズに登録されている「取引先マスター」の取引先名と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトと照らし合わせて「事業者登録番号」を登録・更新できる機能を搭載しています。これによって、F Xシリーズ利用企業は、その取引が適格請求書発行事業者と行ったものかどうかを判定できるようになり、正確な消費税計算を行えるようになります。また、消費税インボイス制度に対応した新しい仕訳入力画面や新たな課税区分などの設計も完了し、これらのレベルアップ内容をTKC会員に案内することにより安心感と信頼感を醸成しています。

なお、令和4年8月19日に当社は、日本におけるPeppol (Pan European Public Procurement Online (以下、ペポル))の管理局(Japan Peppol Authority)であるデジタル庁、およびペポルの管理団体である「Open Peppol」(本部：ベルギー)から、国内初のペポルサービスプロバイダーにいち早く認定されました。TKCの自計化システムは、このインフラを活用し、ペポルに準拠したデジタル・インボイスの発行と受取を標準的に行えるよう機能強化します。

#### ⑦「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼

に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書の場合は税務署に対して電子申告した直後となります。

また、当社は「ＴＫＣモニタリング情報サービス」の推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の３帳表で確認できることを訴求しました。

a) ＴＫＣ会員が実践する「税理士法第33条の２に基づく添付書面」

b) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社ＴＫＣが過去３年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

c) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、「ＴＫＣモニタリング情報サービス」は令和４年９月末現在、全国全ての地方銀行(64行)を含む478金融機関に採用されています。また、全国の信用保証協会(51協会)のうち、74.5%にあたる38協会で当サービスが利用されています。それにより同サービス利用件数は31万件を突破しました。

コロナ禍において中小企業の過剰債務問題が顕在化し始めている中、「ＴＫＣモニタリング情報サービス」は、ＴＫＣ会員が月次巡回監査によってその適法性、正確性および適時性を確認した月次試算表、年度決算書、税務申告書が金融機関に迅速に提供される点において、中小企業の経営支援に取り組んでいる金融機関と信用保証協会から高く評価されています。当サービスは、中小企業を伴走型で支援する金融機関とＴＫＣ会員の架け橋となることが期待されています。

#### ⑧会員導入（ＴＫＣ全国会への入会促進）

ＴＫＣ全国会では、引き続きＴＫＣ会員事務所数を１万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、ＴＫＣ全国会ニューメンバーズ・サービス委員会などと密接に連携し、Ｗｅｂセミナーを積極的に開催するなどの活動を展開しました。

この結果として令和４年９月末日現在のＴＫＣ会員事務所数は9,900事務所、会員数は１万1,500名となっています。なお事務所数と会員数に違いがあるのは、１事務所に複数会員が所属する場合があるためです。

### (2) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

#### ①「中小会計要領」の普及支援活動

ＴＫＣ全国会では、中小企業が準拠すべき会計基準として、平成24年２月に制定された「中小企業会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

中小会計要領は、①自社の経営状況の把握に役立つ会計②利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計③会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計④中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたＴＫＣ全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

## ②「記帳適時性証明書」の発行

当社では、ＴＫＣ会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などが客観的にＴＫＣ会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。このサービスは、ＴＫＣ会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、ＴＫＣ会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。令和４年１月からＴＫＣシステムで会計処理と税務申告処理を行い、記帳適時性証明書が発行された個人事業者を対象として、青色申告決算書等を「ＴＫＣモニタリング情報サービス」を利用して金融機関に提出できるように機能強化しました。今後もさらなる金融機関との連携強化を支援します。

## (3) 大企業市場への展開

当社は、ＴＫＣシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をＴＫＣ会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

### ①グループ通算制度への対応

令和４年４月１日以後に開始する事業年度から連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度が適用されました。グループ通算制度を適用する法人は、親法人および各子法人が法人税申告を電子申告にて行うこととされています。

当社は、これまで資本金１億円超の大企業の電子申告義務化への対応を積極的に支援してまいりました。また、当社ではこれまで培ったノウハウを生かし、グループ通算制度に対応する「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」を開発し、８月より提供開始しました。グループ通算制度を適用される企業グループが円滑に対応できるように、ＴＫＣ全国会中堅・大企業支援研究会（令和４年９月末日現在の会員数は1,545名）と連携し支援しています。

それにより、令和4年9月末日現在で約2万1,000社あるといわれる資本金1億円超の企業の約40%において「法人電子申告（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」をご利用いただいています。

#### ②改正電子帳簿保存法、消費税インボイス制度への対応

令和4年1月から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されるとともに電子取引データの電子保存が義務化されました（令和5年12月末まで宥恕措置あり）。

さらに、令和5年10月から消費税インボイス制度が開始されるため、現在、デジタルインボイスの標準仕様の策定とその普及に向けた取り組みが進められています。これらの法改正への対応を支援するため「中堅・大企業のためのインボイス制度対応セミナー」を開催し、約3,600名の申し込みを得ました。

また、改正電子帳簿保存法に対応した「インボイス・マネジャー」を令和4年1月から提供開始し、令和4年9月末日現在、中堅・大企業の350社に導入しています。

#### ③海外子会社の業績管理支援

海外に展開している日本企業において、コロナウイルスによる渡航制限で在外法人を訪問できないことや、ウクライナ情勢による資源価格の高騰、物流の分断等による業績への変動リスクの増加等の問題が顕在化しています。

当社が提供する「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」は、海外子会社の財務データを日本にしながら確認できるクラウドサービスであり、このような課題を抱えている企業での採用が増加しています。現在、OBMonitorは1,200社超に採用され、世界38カ国で活用されています。

また、金融機関とビジネスマッチング契約を締結し、海外に展開している取引先企業に業績管理や会計処理のミス・不正の発見・牽制を支援する目的で提案・採用されています。既に全国9金融機関とビジネスマッチング契約を締結しており、今後も提携する金融機関を拡大していく予定です。

#### ④大企業市場でのシェア拡大とTKC会員の関与先拡大

このような活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和4年9月末日現在で約5,000企業グループとなりました。また、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち91%の企業が当社のシステムを利用しています。これにより、日本の上場企業における市場シェアは42%となりました。

#### (4) 法律情報データベースの市場拡大

##### ①「TKCローブラリー」の利用拡大

当社は、リーガルリサーチにおける「TKCローブラリー」の利用価値を高めるため、判例等の基本サービスと関連する法律専門誌等の記事の拡充に取り組んでいます。また、これらのコンテンツをセットにしたTKCローブラリーの「法律事務所向け」「企業法務部門向け」のパックサービスの普及に取り組んでいます。

コロナウイルスによってオンラインで業務を遂行することが当たり前となった現在、資料室や図書館などを利用したリーガルリサーチに代わり、当パックサービスを利用していただくケースが主流となりつつあります。このような状況において、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌の記事をいつでもどこでも利用できるTKCローブラリーの評価は高まっており、利用者数やコンテンツの追加契約が増加しています。

また、令和3年6月にTKCローブラリーのオプションサービスとして、法律、会計、税務、経営等の専門分野の書籍をPDFで閲覧できるサービス「Legal Book Search」の提供を開始しました。このサービスは、弁護士等が書籍情報を無償で検索し、PDF化された書籍をタブレットやパソコンで閲覧（有償）できる定額制のサービスです。新刊も含め随時追録しており、閲覧可能な書籍は令和4年9月末日現在、990冊を超えました。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのオンライン提案活動を実施した結果、ユーザー数は57,000IDを超え、令和4年9月末日現在で25,000超の諸機関で利用されています。

##### ②アカデミック市場における展開

多くの大学・法科大学院は、コロナウイルスにより対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の授業を実施しています。当社が提供する「TKC教育研究支援システム」「TKCローブラリー」などのシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社をしのぐ多種多様なコンテンツを収録すると共に、レポートの提出、オンライン演習、テスト機能等を搭載しています。これらの特長が教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されており、大学のオンラインによる学習環境整備に貢献しています。

また、大学の法学部に提供しているオンライン学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定、法学検定試験等）は、令和4年9月末日現在で27校が利用しています。現在、多くの資格試験がCBT/IBT方式によるコンピューター利用試験を採用しているため、オンライン試験対策としても有効な当社のオンライン学習ツールの活用を、資格試験の実施団体や受験生に訴求してまいります。

## 5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

当社は、地方公共団体に対して、「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、「TASKクラウドサービス」と「TASKアウトソーシングサービス」から構成されるクラウドサービスです。この「TASKクラウドサービス」は、住民基本台帳や税務情報などを管理する「基幹系関連サービス」、財務会計（公会計）や給与計算などの「内部情報系関連サービス」、行政手続きのオンライン申請などの「行政サービス・デジタル化支援サービス」で構成しており、令和4年9月末日現在で1,100団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用いただいています。

### (1) 基幹系サービスの開発・提供

当社が提供する「TASKクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金はサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で年1回の定期バージョンアップを実施しています。

「TASKアウトソーシングサービス」は、「基幹系関連サービス」の顧客市区町村を対象として納税通知書や選挙入場券などの大量一括出力処理を支援するサービスです。当期は、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に係るシステム対応を迅速に行い、顧客市区町村のワクチン接種事業を積極的に支援しました。こうした点が評価され、「基幹系関連サービス」は令和4年9月末日現在で約170団体に採用されています。

### (2) 行政サービス（各種手続き）のデジタル化・オンライン化の支援

当社は、自治体DX推進に貢献すべく〈来させない・待たせない・書かせない〉窓口サービスの実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援サービス」を提供しています。

当期は、「TASKクラウドスマート申請システム」、「TASKクラウドかんたん窓口システム」、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の大幅な機能強化を行いました。これらのサービスの活用を提案した結果、当期末において「TASKクラウドスマート申請システム」は大阪市、横浜市など政令指定都市を含む約30団体に、「TASKクラウドかんたん窓口システム」は約40団体に、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は約140団体に採用されています。

### (3) 地方税税務手続きのデジタル化の支援

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X(地方税ポータルシステム) 審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を締結した50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和4年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。

当期においては、令和5年4月から開始される地方税の共通納税システムにおける税目拡大に向けたシステム導入支援作業をパートナー企業と共に取り組んでいます。

### (4) 地方公会計制度に完全準拠した財務会計システムの開発・提供

当社では、総務省が策定した統一的な基準に基づく財務書類作成機能と「日々仕訳方式」に対応した「T A S Kクラウド公会計システム」およびその関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」、「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、＜財政状況の見える化による持続可能な財政運営＞および＜電子決裁や電子請求書連携などによる内部事務のD X推進＞を支援する機能を拡充した次世代版公会計システムの提供も開始しました。その結果、「T A S Kクラウド公会計システム」は令和4年9月末日現在で約300団体に採用されています。

### (5) 次世代製品の研究・開発

令和4年10月7日に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が閣議決定され、地方公共団体は、令和7年度末までに基幹業務システム(20業務)をガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすアプリケーション(標準仕様準拠システム)に移行することが求められています。

当社では、地方公共団体を取り巻く環境変化に対応するため、令和3年11月1日に自治体D X推進本部を新設し、地方公共団体情報システム標準化に関する最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。

当期においては、デジタル庁の「ガバメントクラウド先行事業」に当社顧客(埼玉県美里町、川島町)の共同提案が採択され、当社はアプリケーション開発事業者として両町とともに当事業へ取り組みました。また、令和4年9月2日に総務省より発表された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】」に記載の〈行政サービスのデジタル化〉を支援するため先進団体との実証事業などを通じて、次世代ソリューションの調査・研究、開発にも継続して取り組んでいます。

## 6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス（以下、D P S）事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

D P S 分野では、市区町村から衆議院議員選挙および参議院議員選挙の入場券、ワクチン接種事業におけるワクチン接種券、住民税非課税世帯給付金通知、各税帳票業務を受注したことに加え、民間企業において需要が回復傾向にあるダイレクトメール・通知業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。また、新規設備導入により民間企業向けダイレクトメール製造の内製化を進めたことにより、生産性と利益率の改善を実現しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあることから、売上高は前年に比べて減少しました。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、改正電子帳簿保存法の制度改正、消費税インボイス制度への対応、令和4年度税制改正を解説する書籍等の印刷業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。

なお、印刷事業部門の株式会社 T L P では、環境配慮を志向するお客さまが環境にやさしい紙製品をお使いいただけるよう、令和4年10月3日付で F S C®森林認証（C o C 認証）を取得しました（FSC-C182216）。この認証制度では、適切に管理された F S C 認証林およびその他の管理された供給源からの原材料を用いるとともに、適切な管理と印刷加工が求められています。これに対応することによって紙製品に F S C 認証マークを付すことができ、お客さまの環境配慮への取り組みを支援することができるようになりました。

# 連結貸借対照表 (令和4年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部                  |                |
|------------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                      | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>40,715</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>17,679</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 29,920         | 買 掛 金                    | 2,973          |
| 受 取 手 形                | 47             | 電 子 記 録 債 務              | 799            |
| 売 掛 金                  | 7,881          | 1年内返済予定の長期借入金            | 71             |
| 契 約 資 産                | 391            | リ ー ス 債 務                | 492            |
| リ ー ス 投 資 資 産          | 362            | 未 払 金                    | 2,187          |
| 商 品 及 び 製 品            | 278            | 未 払 法 人 税 等              | 3,167          |
| 仕 掛 品                  | 69             | 未 払 消 費 税 等              | 819            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 146            | 契 約 負 債                  | 1,104          |
| そ の 他                  | 1,630          | 賞 与 引 当 金                | 4,953          |
| 貸 倒 引 当 金              | △12            | 工 事 損 失 引 当 金            | 65             |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>68,510</b>  | そ の 他                    | 1,044          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>17,153</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>4,219</b>   |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 7,651          | 長 期 借 入 金                | 142            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 501            | リ ー ス 債 務                | 481            |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 1,820          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 2,806          |
| 土 地                    | 6,802          | 株 式 給 付 引 当 金            | 306            |
| リ ー ス 資 産              | 376            | そ の 他                    | 482            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,666</b>   | <b>負 債 合 計</b>           | <b>21,899</b>  |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 3,073          | 純 資 産 の 部                |                |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 1,567          | <b>株 主 資 本</b>           | <b>88,672</b>  |
| そ の 他                  | 25             | 資 本 金                    | 5,700          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>46,689</b>  | 資 本 剰 余 金                | 6,589          |
| 投 資 有 価 証 券            | 18,644         | 利 益 剰 余 金                | 78,743         |
| 関 係 会 社 株 式            | 103            | 自 己 株 式                  | △2,359         |
| 長 期 貸 付 金              | 65             | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>△1,346</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 8,032          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | △138           |
| 長 期 預 金                | 17,700         | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額  | △1,207         |
| 差 入 保 証 金              | 1,486          | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>87,325</b>  |
| 長 期 リ ー ス 投 資 資 産      | 198            | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>109,225</b> |
| そ の 他                  | 458            |                          |                |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>109,225</b> |                          |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 67,838 |
| 売上原価            |       | 19,909 |
| 売上総利益           |       | 47,929 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 34,578 |
| 営業利益            |       | 13,351 |
| 営業外収益           |       | 407    |
| 受取利息            | 70    |        |
| 受取配当金           | 176   |        |
| 受取地代家賃          | 47    |        |
| 助成金収入           | 9     |        |
| 持分法による投資利益      | 3     |        |
| その他の            | 98    |        |
| 営業外費用           |       | 80     |
| 支払利息            | 1     |        |
| 課徴金             | 20    |        |
| 違約金             | 58    |        |
| その他の            | 1     |        |
| 経常利益            |       | 13,677 |
| 特別利益            |       | 3      |
| 固定資産売却益         | 3     |        |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産売却損         | 0     | 30     |
| 固定資産除却損         | 30    |        |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 13,650 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,976 | 4,332  |
| 法人税等調整額         | △643  |        |
| 当期純利益           |       | 9,317  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 9,317  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |           |           |        |            |
|-------------------------|-------|-----------|-----------|--------|------------|
|                         | 資本金   | 資本<br>剰余金 | 利益<br>剰余金 | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
| 当期首残高                   | 5,700 | 6,589     | 73,411    | △1,352 | 84,348     |
| 当期変動額                   |       |           |           |        |            |
| 剰余金の配当                  |       |           | △3,985    |        | △3,985     |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益     |       |           | 9,317     |        | 9,317      |
| 自己株式の取得                 |       |           |           | △1,035 | △1,035     |
| 自己株式の処分                 |       | 0         |           | 27     | 27         |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） |       |           |           |        |            |
| 当期変動額合計                 | －     | 0         | 5,331     | △1,007 | 4,324      |
| 当期末残高                   | 5,700 | 6,589     | 78,743    | △2,359 | 88,672     |

|                         | その他の包括利益累計額          |                      |                       | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当期首残高                   | 449                  | △1,382               | △932                  | 83,416    |
| 当期変動額                   |                      |                      |                       |           |
| 剰余金の配当                  |                      |                      |                       | △3,985    |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益     |                      |                      |                       | 9,317     |
| 自己株式の取得                 |                      |                      |                       | △1,035    |
| 自己株式の処分                 |                      |                      |                       | 27        |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額（純額） | △588                 | 174                  | △414                  | △414      |
| 当期変動額合計                 | △588                 | 174                  | △414                  | 3,909     |
| 当期末残高                   | △138                 | △1,207               | △1,346                | 87,325    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

(2) 連結子会社の名称

株式会社TLP

株式会社スカイコム

TKC保安サービス株式会社

TKCカスタマーサポートサービス株式会社

株式会社TKC出版

(3) 非連結子会社の数 1社

(4) 非連結子会社の名称

TKC金融保証株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 1社

(2) 持分法適用関連会社の名称

アイ・モバイル株式会社

アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

(4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

TKC金融保証株式会社

(持分法の適用の範囲から除いた理由)

TKC金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

1) 満期保有目的の債券

償却原価法

2) その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - 2) 製品  
主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - 3) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - 4) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）
    - 1) ソフトウェア
      - a. 市場販売目的のソフトウェア  
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
      - b. 自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間を5年とする定額法
    - 2) その他  
定額法
  - ③リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ②賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - ③株式給付引当金  
取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
  - ④工事損失引当金  
受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

①情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

②ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

③コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

④オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## III 表示方法の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」として独立掲記し、「その他」に含めていた「契約資産」を独立掲記しております。また、「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」を独立掲記しております。

## IV 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号令和3年8月12日)を適用する予定であります。

## V 会計上の見積りに関する注記

### 受注制作ソフトウェアに係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|     | 当連結会計年度 |
|-----|---------|
| 売上高 | 243     |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積もることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積もることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

#### ②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## VI 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

23,482百万円

## VII 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数(百株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(百株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(百株) | 当連結会計年度<br>末株式数(百株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 534,620              | —                    | —                    | 534,620             |
| 合計    | 534,620              | —                    | —                    | 534,620             |
| 自己株式  |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 7,489                | 3,004                | 139                  | 10,354              |
| 合計    | 7,489                | 3,004                | 139                  | 10,354              |

(注) 1.普通株式の自己株式の株式数3,004百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得3,000百株、単元未満株式の買取り4百株であります。

2.普通株式の自己株式の株式数139百株の減少は、単元未満株式の売渡し1百株、役員報酬BIP信託による給付138百株であります。

3.自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式2,060百株を含めております。

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日     | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------|------------|
| 令和3年12月17日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 2,090           | 39.50           | 令和3年9月30日 | 令和3年12月20日 |
| 令和4年5月10日<br>取 締 役 会      | 普通株式  | 1,894           | 36.00           | 令和4年3月31日 | 令和4年6月13日  |

- (注) 1. 令和3年12月17日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。
2. 令和4年5月10日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれています。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金<br>の総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日     | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|---------------------|--------|---------------------|-----------|------------|
| 令和4年12月16日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 2,210               | 利益剰余金  | 42.00               | 令和4年9月30日 | 令和4年12月19日 |

- (注) 令和4年12月16日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## Ⅷ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2. 参照）。

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 投資有価証券 |                     |              |              |
| 満期保有目的の債券  | 900                 | 900          | 0            |
| 其他有価証券     | 17,631              | 17,631       | —            |
| (2) 長期預金   | 17,700              | 17,303       | △396         |
| 資産計        | 36,231              | 35,835       | △396         |

- (注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額112百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額103百万円）は、市場価格のない株式等であるため、資産の「(1) 投資有価証券 其他有価証券」に含めておりません。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和4年9月30日現在）

| 区分     | 時 価 (百万円) |        |      |        |
|--------|-----------|--------|------|--------|
|        | レベル1      | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券 |           |        |      |        |
| 其他有価証券 |           |        |      |        |
| 株式     | 4,204     | —      | —    | 4,204  |
| 社債     | —         | 13,427 | —    | 13,427 |
| 資産計    | 4,204     | 13,427 | —    | 17,631 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（令和4年9月30日現在）

| 区分         | 時 価（百万円） |        |      |        |
|------------|----------|--------|------|--------|
|            | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| (1) 投資有価証券 |          |        |      |        |
| 満期保有目的の債券  |          |        |      |        |
| 社債         | —        | 900    | —    | 900    |
| (2) 長期預金   | —        | 17,303 | —    | 17,303 |
| 資産計        | —        | 18,203 | —    | 18,203 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**IX 1 株当たり情報に関する注記**

**1. 1株当たり純資産額**

1,665円68銭

**2. 1株当たり当期純利益**

177円62銭

**X 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## XI 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

|                | 報告セグメント |          |       | 合計     |
|----------------|---------|----------|-------|--------|
|                | 会計事務所事業 | 地方公共団体事業 | 印刷事業  |        |
| コンピューター・サービス収入 | 16,001  | 8,848    | －     | 24,850 |
| ソフトウェア売上高      | 18,325  | 5,958    | －     | 24,284 |
| コンサルティング収入     | 7,017   | 678      | －     | 7,695  |
| オフィス機器売上高      | 4,125   | 2,742    | －     | 6,868  |
| 会計用品売上高        | 995     | －        | －     | 995    |
| 印刷関連サービス収入     | －       | －        | 3,145 | 3,145  |
| 外部顧客への売上高      | 46,465  | 18,228   | 3,145 | 67,838 |

### 2. 顧客との契約から生じた収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、673百万円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2,903百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

# 会社概要

- 1. 商 号 株式会社TKC
- 2. 英 文 社 名 TKC Corporation
- 3. 本 店 所 在 地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
- 4. 設 立 年 月 日 昭和41年10月22日
- 5. 資 本 金 57億円
- 6. 発行済株式の総数 53,462,066株
- 7. 従 業 員 数 連結：2,880名／個別：2,408名
- 8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
- 9. 主 要 な 事 業 所

|                      |                                                                                          |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栃木本社（本店）             | 栃木県宇都宮市                                                                                  |
| 東京本社                 | 東京都新宿区                                                                                   |
| システム開発研究所            | 栃木県宇都宮市                                                                                  |
| インターネット・サービスセンター     | 栃木県宇都宮市近郊                                                                                |
| 統合情報センター（9 拠点）       | 北海道<br>東北<br>栃木<br>東京<br>中部<br>関西<br>中四国<br>九州<br>沖縄                                     |
| 統括センター（7 拠点）         | 北海道札幌市<br>宮城県仙台市<br>栃木県宇都宮市<br>東京都練馬区<br>愛知県春日井市<br>大阪府茨木市<br>岡山県岡山市<br>福岡県古賀市<br>沖縄県那覇市 |
|                      | 北日本<br>関東信越<br>首都圏<br>東海北陸<br>近畿<br>中四国<br>九州                                            |
|                      | 宮城県仙台市<br>埼玉県さいたま市<br>東京都新宿区<br>愛知県名古屋市<br>大阪府大阪市<br>岡山県岡山市<br>福岡県福岡市                    |
| SCGサービスセンター（56拠点）    |                                                                                          |
| 地方公共団体事業部地域営業所（13拠点） |                                                                                          |
| サプライ事業部支社（2 拠点）      |                                                                                          |

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

| 会 社 名                | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容               |
|----------------------|--------|----------|-----------------------|
| 株式会社 T L P           | 100百万円 | 100%     | 印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売 |
| TKC保安サービス株式会社        | 10百万円  | 100%     | 警備・営繕及び清掃業務           |
| 株式会社スカイコム            | 100百万円 | 100%     | ソフトウェア・プロダクトの開発・販売    |
| TKCカスタマーサポートサービス株式会社 | 25百万円  | 100%     | ヘルプデスクサービス業務          |
| 株式会社 T K C 出版        | 83百万円  | 100%     | 税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作 |

# 役員等の状況 (令和4年12月16日現在)

|              |     |     |      |      |
|--------------|-----|-----|------|------|
| 名誉会長         | いい飯 | づか塚 | まさ真  | はる玄  |
| 役員           |     |     |      |      |
| 代表取締役 社長執行役員 | いい飯 | づか塚 | まさ真  | のり規  |
| 代表取締役 専務執行役員 | ひ飛  | たか鷹 |      | さとし聡 |
| 取締役 専務執行役員   | かわ川 | はし橋 | いく郁  | お夫   |
| 取締役 常務執行役員   | なか中 | にし西 | きよ清  | つべ嗣  |
| 取締役 常務執行役員   | い伊  | とう藤 | よし義  | ひさ久  |
| 取締役 執行役員     | かわ河 | もと本 | たけ健  | し志   |
| 社外取締役        | いい飯 | じま島 | じゅん純 | こ子   |
| 社外取締役        | こう甲 | が賀  | のぶ伸  | ひこ彦  |
| 社外取締役        | か加  | とう藤 | けい恵  | いち一郎 |
| 常勤監査役        | みや宮 | した下 | つね恒  | お夫   |
| 常勤監査役        | い五  | が十  | らし嵐  | やす康生 |
| 社外監査役        | とも朝 | なが長 | ひで英  | き樹   |
| 社外監査役        | はま浜 | むら村 | とも智  | やす安  |

# 株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日  
毎年9月30日  
(2)中間配当基準日  
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（上記6．郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
9. 未払配当金の支払いについて 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（上記6．郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
10. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。  
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
11. 株主様のご住所・お名前に使用する文字に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。  
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

メ      モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

Each row consists of four horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement.

There are 15 rows of these four-line guides, allowing for repeated practice of the character 'メ'.